

パート収入と税金・社会保険について

I. 103 万の壁

配偶者が全ての控除を受けられる・所得税のかからない収入範囲（住民税はかかる）

II. 106 万の壁（社会保険） ※3

従業員 501 人以上の企業では、パートタイマーであっても、年額 105 万 6,000 円以上で 1 年以上の勤務期間の見込み、週 20 時間以上労働している場合は社会保険への加入が義務づけられる（学生を除く）

III. 130 万の壁（社会保険）

妻のパート収入が 130 万以上になると、夫の社会保険の扶養家族（被扶養者）から外れて、社会保険に加入が義務づけられる

III. 150 万の壁（所得税）

150 万円は配偶者控除・配偶者特別控除の壁

妻の年収が 150 万円を超える場合、又は夫の年収（給与額面）が 1,120 万円を超える場合は 控除額縮小する

パート収入と所得税、住民税、社会保険の扶養の範囲

パート収入	パート本人（妻）の税金			夫の配偶者控除等の適用		パート本人（妻）の社会保険料の負担 ※2
	所得税	住民税		配偶者控除	配偶者特別控除	
		所得割	均等割			
93 万以下	非課税	非課税	非課税	○	×	無
93 万超～100 万以下	非課税	非課税	△※1	○	×	無
I 100 万超～103 万以下	非課税	課税	課税	○	×	無
II 103 万超～130 万以下	課税	課税	課税	×	○	無※3
III 130 万超～201 万以下	課税	課税	課税	×	△	有
201 万超	課税	課税	課税	×	×	有

△※1 自治体によって課税あり

※2 所定労働時間によっては収入に関係なく社会保険への加入が必要

夫の年収（給与額面）が 1220 万円超の場合配偶者控除は対象外

年末年始の業務の日程は下記の通りとなります。

12 月 27 日（金）仕事納め

1 月 6 日（月）仕事始め